

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コーポレートガバナンスが有効に機能することが求められている中、株主に対し一層の経営の透明性を高めるために、公正な経営を実現することを最優先しております。

取締役会は経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する事項を決定するとともに業務執行状況を監督しております。監査役会につきましては、半数以上の社外監査役を含め取締役の業務執行について、厳正な監視を行っております。

また、社長直轄の内部監査室が、当社の全部署を対象として業務の適正な運営・改善と能率の増進を図ることを目的として監査を実施するとともに、毎月内部監査状況報告書を作成し、後日注意項目の状況確認を行い機関の充実を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
サンオオムラ株式会社	1,413,000	29.36
大村日出雄	925,900	19.24
大村八重子	903,000	18.76
株式会社横浜銀行	194,700	4.04
大村紙業取引先持株会	147,700	3.06
株式会社みずほ銀行	119,800	2.48
大村紙業社員持株会	83,116	1.72
大村慶子	70,400	1.46
大村日出子	52,800	1.09
藤原司乃部	52,800	1.09

支配株主(親会社を除く)の有無	大村日出雄 大村八重子
-----------------	----------------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	パルプ・紙
----	-------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の主要株主である当社代表取締役社長大村日出雄と大村八重子は、自身の所有する議決権と近親者が所有する議決権及び所有する会社が有する議決権を合算した場合、当社の議決権の過半数を占めており、支配株主にあたります。

支配株主及びその所有する会社と取引を行う場合は、市場価格を勘案し決定しており、公正かつ適正な取引関係を維持することを基本方針とし、少数株主の利益を害することのないように対応しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
鈴木孝明	税理士								○			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木孝明	○	鈴木孝明は、税理士鈴木孝明税理士事務所所長をしており、当社の顧問税理士であります。当社と顧問契約を締結している税理士鈴木孝明税理士事務所の所長をしてありますが、鈴木孝明氏個人が直接利害関係を有するものではありません。	税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。取締役として会社経営の経験もあり、当社の経営の助言・監視を遂行する独立役員に適任であると判断しております。当社と顧問契約を締結している税理士鈴木孝明税理士事務所の所長をしてありますが、当該顧問契約は鈴木孝明氏個人との契約ではなく、また、当該顧問料は多額とは言えず、当社経営陣から独立した立場にあり、一般株主との利益相反の怖れはないものと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室は、通常の内部監査と合わせて内部統制のチェックを推進しております。また、随時、内部監査室より監査役へ内部統制の結果について報告を行い、状況に応じて改善等の助言も行っており、内部統制の機能強化を図っております。監査役は、定期的に開催される取締役会及び監査役会に出席し、監査の方法その他の取締役の業務執行に関する事項について、意見の表明を行っております。また、経営の透明性・客観性を高めるために毎月1回開催する経営企画委員会の結果の報告を受け、さらに、重要事項については各取締役より説明を受けております。また、会計監査人とは期末・四半期末及び期中の会計監査の結果について情報交換するとともに、重要な会計的課題については随時検討を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l m
菅原宗男	税理士												○
関谷隆	税理士												○

- 会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
菅原宗男	○	該当事項なし	税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。過去に社外監査役として以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、当社の監査体制に活かして頂くに際し、独立役員に適任であると判断しております。なお、当社との間には、人的関係、資本的关系及び取引関係その他の利害関係はありません。当社との間に特別な利害関係はなく、独立性も高く一般株主との利益相反の生じる恐れがないものと判断しております。

関谷隆	○	該当事項なし	税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。過去に社外監査役として以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、当社の監査体制に活かして頂くに際し、独立役員に適任であると判断しております。なお、当社との間には、人的関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。当社との間に特別な利害関係はなく、独立性も高く一般株主との利益相反の生じる恐れがないものと判断しております。
-----	---	--------	--

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
該当項目に関する補足説明	

現時点においては実施する予定はありません。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 更新	

2021年3月期 報酬額の総額
取締役4名 96,538千円(社外取締役除く)
社外取締役1名 486千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は1993年12月27日であり、決議内容は、取締役の報酬限度額は、月額10,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まれない。)及び監査役の報酬限度額は、月額2,000千円以内と決議いただいております。

当社の役員報酬額は、取締役にしましては「取締役の個人別の報酬決定に係る決定方針等」を定めており、監査役にしましては、報酬限度額内で基本報酬のみを支給する方針としております。

「取締役の個人別の報酬決定に係る決定方針等」の決定については次のとおりになります。

a. 基本方針

当社の個々の取締役の報酬の決定は、役位、担当業務、経歴等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。業務執行取締役ならびに監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

b. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬と賞与及び退職慰労金とする。

月例の固定報酬や賞与(年2回)は、従業員の給与体系を念頭に、役位、担当業務、経歴等を総合的に勘案して決定するものとする。

退職慰労金は、株主総会において承認された後、規程に基づき計算された金額を、退職時に支給するものとする。

c. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長が、その具体的内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定とする。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に責任免除規定を導入

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

監査役設置会社として、取締役会における意思決定と業務執行を行いつつ、社外監査役を含めた監査役会、内部監査室、会計監査人における適正な監視を可能とすることで、透明かつ連携のとれた体制を構築しようと考えております。

また、経営の透明性・客観性を高めるため毎月1回経営企画委員会を開催し、各業務の状況を報告記述し監査役及び監査法人の定期的監査を受けております。なお、重要事項については適時に公正な情報開示を行っております。

全ての業務コントロールは毎月1回開催される経営企画委員会においての審議した事項を、後日開催される統括職会議にて発表し推進しております。

なお、通常業務は社内規定に則り行われております。

しかし、運用上不都合が生じた時は管理部より経営企画委員会または取締役会に報告し見直しを行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役制度を採用しており、会社の機関としては「株主総会」「取締役会」「監査役会」「経営企画委員会」を設置しております。経営の的確かつ迅速な意思決定が重要との認識のもと、円滑な経営を行っております。コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが求められている中、株主に対し一層の経営の透明性を高めるため、公正な経営を実現することを最優先しておりますので、現在の企業統治の体制を採用しています。

取締役会は、代表取締役、取締役とで構成され、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を公正、的確かつ迅速な経営判断のもと、審議・決定するとともに業務執行状況を監督しております。

監査役会は、経営に対する監査機能を十分に発揮するため、3名の監査役のうち2名は社外監査役で構成しております。監査役につきましては、半数以上の社外監査役を含め、定期的に開催される取締役会及び監査役会に出席し、監査の方法その他の取締役の業務執行に関する事項について、意見の表明を行っております。よって、監査体制が十分に機能していることから、現在の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにて公開しております。	
IR資料のホームページ掲載	適時開示資料を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	お客様、お取引先、株主、従業員、地域社会など様々なステークホルダーと良好な関係を構築して、企業価値の最大化を目指してまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主及び投資者の皆さまに、公平かつ迅速にお知らせするためIR活動を行っております。決められた手順を踏まえたくうえで、業績・実績・財務内容等を分かり易く、正確に伝えることを基本姿勢として活動しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

イ. 当社の内部統制システムといたしましては、社長直轄の内部監査室が、当社の全部署を対象として規則、社内規程、ルールを遵守する等による業務の適正な運営・改善・能率の増進及び財務報告の信頼性を確保することを目的として、監査計画を社長へ提出し承後、監査を実施するとともに毎月内部監査状況報告を行っております。

法令遵守につきましては、社外の有識者(弁護士)に必要なときに確認するなど経営に法律面のコントロール機能が働くようにしております。

ロ. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(a) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 内部統制システムによる運用状況の監査は代表取締役の指示に基づき業務執行を行う。
2. 業務活動の全般に関し方針・計画・手続きの妥当性や業務執行の有効性等について監査を実施し改善する部分が見受けられる場合は具体的な助言・勧告を行う。
3. 諸規程及び各業務のマニュアル遵守の状況を検証する。
4. 職務権限規程による業務執行とし内部牽制システムの確立を図る。
5. 経営の透明性と法令遵守の観点から日常発生する法律問題に関しては常に弁護士より助言、指導を受けられる体制をとる。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 文書管理規程に従って文書の保存、管理を適正に行う。
2. 情報の不正使用及び漏洩の防止を徹底するため主としてシステム面から効果的な情報セキュリティ施策を推進する。
3. 情報漏洩・不正アクセス等防止のためアクセス可能者の制限及びパスワード管理等をはじめとするセキュリティ体制を確立する。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. リスク管理規程を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
2. 重大な不正事案等が発生した場合には直ちに取締役会に報告する。
3. 新たに生じたリスクへの対応に応じて、速やかに対応責任者となる取締役を定める。
4. 重要な非通例の取引、重要な会計上の見積もり、会社と取締役の取引、関係会社との重要な取引等、全社的に影響を及ぼす事項については、取締役会の決議を要する。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役会規程による決議事項が発生した場合は定例取締役会に報告し審議を行う。
2. 定例取締役会を毎月開催し事業部経営の意思決定及び監督の機能状況の報告審議を行う。
3. 「迅速かつ適正な経営」を行うため毎月経営企画会議を開催し(特に必要な場合は随時開催)経営課題の検討や報告を行う。
4. 業務の運営については将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を策定し、全社的な目標を設定する。

(e) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) に準ずる。

(f) 会社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

親会社と関係会社の利益が、実質的に相反する恐れのある親会社との取引その他の施策を実施するに当たっては、必ず取締役会に付議したうえで決定する。

(g) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

1. 現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、今後必要に応じて当社の使用人から監査役補助者を任命する。その人事については取締役と監査役が意見交換する。
2. 監査役補助者は業務の執行に係る役職は兼務しない。

(h) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

1. 監査役は、補助者の人事異動について人事担当より事前に報告を受け、必要な場合は理由を付して変更を申し入れる事ができる体制をとる。
2. 監査役補助者の人事考課は監査役が行い、異動・懲戒については監査役会の同意を得るものとする。

(i) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は下記事項を報告する。

1. 当社に影響を及ぼす重要事項に関する決定事項
2. 当社の業績状況
3. 経営企画会議で審議・報告された案件
4. 内部監査の結果
5. 品質の欠陥に関する事項
6. その他会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したとき

(j) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない事を確保するための体制

監査役に報告した者に対しては、相談または通報したことを理由として、不利益な取扱いを禁止する。

(k) 監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(l) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 常勤監査役は社内において実施される会議に参加できる。
2. 常勤監査役と代表取締役との間にて定期的な意見交換会を設定する。

(m) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える勢力および団体等とは一切の関係を持たず、不当な要求等を受けた場合は、組織的に毅然とした姿勢で対応する。

(n) 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法等が定める財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価を継続的に行い、不備に対する必要な是正処置を講ずる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える勢力および団体等とは一切の関係を持たず、不当な要求等を受けた場合は、組織的に毅然とした姿勢で対応する。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

特記すべき事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 会社情報の取扱いについては、管理部を管轄する取締役を情報開示担当役員として管理を行っております。
2. 決定事実に関する情報及び発生事実に関する情報、並びに決算に関する情報については、取締役会の決議が必要な事項については取締役会で決議され次第「適時開示規則」に従い、遅滞なく正確かつ公平な会社情報の開示を行うことに努めております。
3. 緊急の場合には、情報開示担当役員を中心に関係者(必要に応じて公認会計士・弁護士等の外部関係者)において対応を協議し、代表取締役の決済後、直ちに情報開示を行うこととしております。
4. 関係法令、規則等に遵守すべき事項の徹底により、インサイダー取引等の違法な内部取引の発生を未然に防止することに努めております。

